

令和6年第1回

長与町議会定例会会議録

令和6年 3月 5日開会

令和6年 3月22日閉会

長 与 町 議 会

令和6年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年 3月 5日
本日の会議 令和6年 3月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	3番 岡 田 義 晴 議員	4番 八 木 亮 三 議員
5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員	7番 浦 川 圭 一 議員
8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員	10番 金 子 恵 議員
11番 山 口 憲一郎 議員	12番 堤 理 志 議員	13番 竹 中 悟 議員
15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員	

欠席議員

2番 藤 田 明 美 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美也子 君
係 長	江 口 美和子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆかり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	総 務 課 長	荒 木 隆 君

会議録署名議員

12番 堤 理 志 議員 13番 竹 中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時39分

令和6年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会期 3月5日（火）～ 3月22日（金） 18日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	5	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項 議案上程（提案理由説明） (全員協議会)
	6	水	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）岡田議員・八木議員 （午後）金子議員・西岡議員 松林議員
	7	木	9:30	本会議	一般質問（4名） （午前）堤議員・安部議員 （午後）藤田議員・中村議員
					(全員協議会)
	8	金	9:30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	9	土	—	休 会	
	10	日	—	休 会	
	11	月	9:30	委員会	付託案件審査
	12	火	9:30	委員会	付託案件審査
	13	水	9:30	委員会	付託案件審査
	14	木	9:30	委員会	付託案件審査
	15	金	9:30	委員会	付託案件審査
	16	土	—	休 会	
	17	日	—	休 会	
	18	月	9:30	委員会	付託案件審査
	19	火	9:30	委員会	付託案件審査予備日
	20	水	—	休 会	
	21	木	9:30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	22	金	9:30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	3番	岡田 義晴 議員 ① 豊かで持続可能な社会を次世代に引き継ぐ人口減少対策について ② 行政評価（事務事業評価）の必要性について ③ 本町の私道について
2	4番	八木 亮三 議員 ① 本町に暮らす性的マイノリティの人権について ② 生徒指導提要の実践状況について
3	10番	金子 恵 議員 ① 新図書館の運営について
4	15番	西岡 克之 議員 ① 学校設備について ② 下水道処理最終処分について
5	5番	松林 敏 議員 ① 動物殺処分ゼロを目指すプロジェクトについて ② 町営駐車場について
6	12番	堤 理志 議員 ① 行財政運営のあり方について ② 公共的役割を担う方の権利擁護について ③ パートナーシップ制度の導入について
7	9番	安部 都 議員 ① 新図書館建設構想および学校図書館と学校図書館司書について ② 学校給食の全額無償化と無農薬有機栽培給食の導入について
8	2番	藤田 明美 議員 ① 耕作放棄地について ② オーガニックビレッジ宣言への取り組みについて ③ 2025年太陽フレア問題について
9	8番	中村 美穂 議員 ① 自治会の運営について ② 通学路の安全対策について

令和6年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	報告2	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
7	3	長与・時津環境施設組合規約の変更について	
8	4	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
9	5	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
10	6	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
11	7	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
12	8	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
13	9	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	
14	10	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
15	11	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
16	12	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
17	13	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	
18	14	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
19	15	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
20	16	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和6年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番堤理志議員、13番竹中悟議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの18日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に、請願、陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は1件で参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さまおはようございます。行政報告に先立ちまして、令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。発災から2カ月が経過し少しずつ支援の手が入っておりますが、被災地ではいまだに不自由な生活を強いられている状況が続いております。長与町といたしましては、3月6日から3月13日の時期に、家屋被害の認定調査や仮設住宅関係の業務支援といたしまして職員3名、3月12日から3月23日の期間に給水関係の業務支援として、職員4名を派遣する予定としております。微力ではございますが、このような取り組みが被災地の1日も早い復興の一助になれば幸いです。さて令和6年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用の中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても新年度の当初予算をはじめ、多くの議案を提出いたしております。長期間になると思いますが、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは令和5年12月から令和6年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみご報告させていただきます。まず12月でございますが、15日には、スポーツデータバンク株式会社様および三井住友海上火災保険株式会社様と部活動の地域移行に関する三者連携協定書を執り行いました。本協定は、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して楽しむことができる機会を官

民で創出し、地域社会の持続的な発展に資することを目的に締結されたものでございます。1月に入りまして、7日には、長与町二十歳のつどいを執り行い、未来を担う20歳の若者394名の新たな門出を祝ったところでございます。9日には長与町消防出初式を執り行い、消防活動にご功績をいただきました消防関係者の皆さまへ表彰状および感謝状の授与を行っております。28日には、高田地区コミュニティ活動推進会議ならびに高田地区公民館の主催によります高田まつりが開催されました。当日は作品展やステージ発表など、子どもから大人まで高田地区に住む多くの方々が参加され、高田地区におけるコミュニティ活動の盛り上がりに触れることができました。2月に入りまして、9日には、高田地区コミュニティ活動推進会議の皆さんとコミュニティにおけるこれからのまちづくりをテーマに、ほっとミーティングを開催いたしました。当日は、コミュニティでの現在の取り組みや苦労話など、参加された皆さまから率直なご意見をお聞きすることとともに、引き続き町とも連携をとりながら一緒になって、さらに住みよい地域づくりに取り組むことを確かめることができたわけでございます。18日には、長与南地区コミュニティ運営協議会主催によります第15回南コミュニティまつりが開催されました。これらの祭りも子どもから大人まで長与南地区に住む多くの方々が参加され、会場では、健康相談ブースの設置やぜんざいの無料提供をはじめ獅子舞の披露があるなど、地域の特色を生かした笑顔あふれるコミュニティ活動となりました。29日には、長与町介護保険運営協議会へ諮問をしております長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に関する答申を受けております。この答申を受けまして、令和5年度末までに本計画の策定を予定しております。その他お手元に配布のとおり多くの会議、事業等がっております。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして、ご参照いただければと存じます。以上で行政報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針について、町長の説明を求めます。
吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは令和6年度施政方針の話をさせていただきます。令和6年度当初予算をはじめ各議案の審議をお願いするに当たり今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。我が国の経済はコロナ禍を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の意欲的な投資計画の策定など経済の先行きについて前向きな動きが見られるものの、国際情勢の影響等に端を発する物価高の継続が国民生活を圧迫するなど、依然として厳しい状況が続いております。政府におきましては、デフレからの完全脱却に向け官民の連携によって当面の所得を下支えするとともに、企業の稼ぐ力を高め、その収益を賃上げにつなげることで個人消費の回復を図り消費や投資が増加し、さらなる経済成長が生まれるという所得増と成長の好循環の実現を目指しております。長崎県においてもエネルギー

ギーや食料品等の物価高に迅速かつ的確に対応するとともに、新幹線開業を契機とした街のたたずまいの変化や半導体等の投資活動の活発化、デジタル化の急速な進展など、さまざまな変化をチャンスと捉え成長につなげていくこととしております。とりわけ令和6年度は、新しい長崎県づくりのビジョンに掲げる、こども、交流、イノベーション、食の4つの重点分野について、積極的に施策の推進を図っていくこととしており、併せて長崎県総合計画に掲げる地域経済の活性化や雇用の確保の他、激甚化、頻発化する自然災害から生命と財産を守るための施策等を一層推進していくこととしております。本町におきましては、大型事業の一つである高田南土地区画整理事業の一括施工がいよいよ令和6年度末に終了の時期を迎え、人口減少対策の一環としてハード面の整備が完了し、長与町に住んでもらうための器づくりが整うこととなります。また、新たな交流やにぎわいの創出づくりの拠点となる図書館と健康センターの複合施設の整備につきましては、実施設計が佳境を迎えており令和6年度中に建設工事へ着手する運びとなっております。ソフト面におきましては、施策の柱である子育て、教育、健康づくりに、遊び心を加え、町民をはじめ大学や企業とも連携しながらブラッシュアップを図り、活気と安らぎに満ちた魅力あるまちづくり、選ばれるまちづくりにまい進してまいります。本定例会にてご審議いただく令和6年度一般会計当初予算は、町長選挙を控えていることから骨格予算として編成いたしました。予算規模は前年度を上回っている状況でございます。歳入につきましては、定額減税の影響により町税が減少する見込みとなっておりますが、その減収分を補填する地方特例交付金の増額、また地方交付税、地方消費税交付金やふるさと長与応援寄附金の増額を見込んでおります。歳出につきましては、社会保障費や原油価格の増、また賃金水準の上昇などにより、経常的な経費が増加傾向にあると同時に、高田南土地区画整理事業や複合施設の整備、あるいは子ども支援の施策や教育関連事業、また老朽化した公共施設の維持、更新など継続的な事業が年々増加しており、各分野で多くの財源を必要としております。今後の財政運営につきましても、さらに厳しい状況となることが想定されておりますが、持続可能で効率的な行財政運営と財政の健全化を維持していくために、事業のあり方の見直しやDXの推進、あるいは自主財源の確保などに努めるとともに、町民の皆さまが幸福を感じながら、将来にわたり安心して本町で暮らし続けられるよう鋭意取り組んでまいります。

それでは令和6年度における主要事業等につきまして、所管ごとにご説明を申し上げます。まず総務部でございます。第5次長与町行政改革大綱実施計画に基づき、業務改善に取り組みながら事務の効率化、経費の節減、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、効果的、効率的な行政運営に努め、より一層の行政改革を推進してまいります。また、人事評価制度や研修などを活用した職員の人材育成を進めつつ、人材確保や職場環境の整備なども含め、人材育成基本方針の見直しを行うとともに、社会状況の変化に応じた適正な人員配置と組織編成を図ってまいります。情報政策につきましては、国の方針に基づき、情報システムの標準化、共通化へ向けての取り組みを着実に進めていく

とともに、行政のデジタル化をはじめとした自治体DXを積極的に推進してまいります。契約管財業務につきましては、入札、契約手続きの厳正な執行に当たり、公平公正、経済性を念頭に置いた事務の適正化、効率化に努めてまいります。町有財産につきましては、有効な活用方法、管理方法について研究を行い、普通財産の未利用地についても売却を検討し、自主財源の確保に努めてまいります。消防・防災事業では、消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、第9分団消防車の更新を予定している他、消防用備品の整備、団員の処遇改善を図ってまいります。また、近年頻発しております大規模災害に備えまして、地域の防災力を強化するため、自主防災組織の充実、強化および防災リーダーの育成を支援してまいります。地域協働では、安全・安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や地区コミュニティの活動を引き続き支援し、活動に対する理解の醸成と加入、参加の促進を図るため、各種媒体を活用した情報発信に努めてまいります。また、住民組織間の情報交換等の機会創出や体制づくりを行い、各組織の活動活性化に向けて取り組んでまいります。協働のまちづくりにつきましても、引き続き職員研修をはじめとする意識醸成に取り組んでまいります。交通安全対策事業では、交通安全運動や参加体験型講習等を関係団体と連携して実施し、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ってまいります。消費者行政では、ニセ電話詐欺等の被害防止に向け警察等と連携し、的確な情報提供と相談体制の充実に努めてまいります。広報広聴につきましては、広報紙、ホームページ、SNSなど、それぞれの特性を生かした正確で分かりやすい情報発信に努めるとともに、ほっとミーティングやまちづくり提案箱をはじめとしたさまざまなご意見を参考にまちづくりへ取り組んでまいります。

次に、企画財政部でございます。まず、本町のまちづくりの基盤であり、地方創生総合戦略を包含した長与町第10次総合計画につきまして、成果目標を意識した実効性のある事務事業評価および施策評価を実施し、適切な進行管理に努めてまいります。また令和6年度から令和7年度にかけて、現在の基本構想に基づく後期基本計画である長与町第11次総合計画の策定に着手をしてまいります。令和6年度は町民意識調査を実施し、各施策の進捗状況や問題等を把握し、今後のまちづくりの方向性を検討してまいります。移住・定住施策に関しましては、県や近隣市町との連携による積極的な情報発信やきめ細やかな相談対応を行う他、各種支援制度など移住を後押しする取り組みを進めてまいります。また、結婚を希望する方に対して出会いの機会を提供するため、関係機関、県内自治体との連携した広域的な取り組みの充実を図ってまいります。図書館と健康センターの複合施設の整備につきましては、複合施設整備計画に掲げたスケジュールに沿って、令和6年度中に建設工事に着手できるよう取り組んでまいります。課税事務につきましては、町税が歳入の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正かつ公正な課税に努めてまいります。なお令和6年度は賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための措置として、個人住民税の定額減税が行われます。町民の皆さまに分かりやすく周知するよう取り組んでまいります。徴収業務につきましては、

平成28年度の租税・公課の徴収一元化を機に、令和4年度決算において、およそ2億6,000万円の未収金の圧縮とおよそ4%の徴収率向上を実現いたしました。引き続き預貯金照会デジタル化サービスの活用による迅速かつ適正な滞納整理を推進するとともに、生活再建型の滞納整理に注力することで納税の回復を促し、中長期的な財源の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、住民福祉部でございます。誰もが健やかに生き生きと安心して暮らすことができるよう、子育て環境や住民福祉および生活環境の充実と町民に寄り添ったサービスの向上に努めてまいります。住民窓口では、行政の基盤情報である住民基本台帳、戸籍およびマイナンバー等の適正管理を徹底するとともに、丁寧で信頼される接遇を心がけ、住民目線での窓口サービスの提供を行ってまいります。また、各種証明書のコンビニ交付や健康保険証としての利用の他、行政手続きのオンライン化を含めたデジタル社会構築の基盤となるマイナンバーカードの普及促進に引き続き努めてまいります。地域の環境づくりにおきましては、昨年10月に長崎市、時津町と共に策定した長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の下、町民や事業者の皆さまとともに脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりを目指し、各種施策に取り組んでまいります。ゼロカーボンの目標達成に向けた取り組みの一つとして、省エネ住宅の購入や太陽光発電設備等の設置に対する助成事業を実施してまいります。廃物処理につきましては、地球温暖化対策を進めていく上でも、引き続き町民や関係団体と協働してごみの減量化やリサイクルの推進などに取り組み、長与・時津環境施設組合と連携しながら循環型社会の形成を推進し、環境に優しいまちづくりを目指してまいります。子育て支援につきましては、こども家庭庁のこども未来戦略に基づき、こども・子育て施策の抜本的強化に向けた取り組みを行ってまいります。子どもと子育ての総合的支援の仕組みづくりといたしまして、令和7年度からの次期計画、第3期長与町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子育て家庭の意見を集約し、総合的で効果的な計画の策定に努めます。児童手当につきましては、制度改正に伴い令和6年10月から所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする多子加算につきまして抜本的拡充を実施いたします。また、県独自の事業、長崎県学ぼう保育士等応援事業を4月より開始し、幼児教育、保育の質の向上に取り組む保育所、認定こども園、幼稚園および認可外保育施設等に対し費用を助成することで、幼児教育、保育の質の向上と、保育士等の離職防止を図り、子育て支援に努めてまいります。さらに令和6年4月より幼保小連携をさらに強めるため協議会を設置し、幼保小の先生が授業参観や園の見学、交流を通して、子どもの入学時の不安や不適應を軽減できるよう連携してまいります。母子保健事業では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談機関として、こども家庭センターをこども政策課内に設置いたします。母子保健機能と児童福祉機能の双方につきましてマネジメントができる責任者として統括支援員を配置し、支援が必要な妊産婦、子どもなどの意見や希望を確認し、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必

要なサービスにつないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担ってまいります。また、今後も長与町の子育てに関する情報の発信に努め、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに努めてまいります。次に、高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる環境づくりに努め、外出の機会や健康づくりを支援してまいります。障害者福祉につきましては、令和6年度が第5次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の実施初年度となりますので、町民の皆さまへの障害に対する理解を深めるとともに、計画の目標達成に向けて関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな障害福祉サービスの提供に取り組んでまいります。また年齢や障害の有無に関わらず、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちの実現に向けて、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会など、地域と密着した機関、団体との情報交換、情報共有を図りながら地域福祉の推進に努めてまいります。

続きまして健康保険部でございます。感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、全額公費による臨時接種は令和5年度末で終了となります。令和6年度以降は、対象者への定期接種の勧奨を滞りなく行い、町内医療機関と連携しながら引き続き感染症対策に努めてまいります。健康づくりにつきましては、第2次健康ながよ21を11年ぶりに改訂し、健康増進、食育、自殺対策を一つとした第3次健康ながよ21を策定いたしました。令和6年度からの12年間、本計画を基に健康寿命の延伸、健康格差の縮小と全ての世代の心身ともに健やかな暮らしを目指してまいります。また、昨年、長崎県から表彰されましたヘルシータウン賞の実績を維持すべく、生活習慣病の発生予防と重症化予防に努めてまいります。健康ポイント事業につきましては、長崎県の健康づくりアプリを活用し、楽しみながら参加できる仕掛けを考えてまいります。また、ウォーキングや測定会などのイベントも引き続き協力事業者のお力添えを頂きながら、多世代が興味を持てる魅力あるものにしたいと考えております。高齢者の健康増進の取り組みにつきましては、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、尊厳ある自立した生活が送れるよう集団指導や個別支援を行ってまいります。国民健康保険事業につきましては、県内の医療費の動向と将来の見通しを踏まえながら、保険料水準の統一に対応した健全な国保会計運営を目指してまいります。同時に、医療費の増加による負担増につながらないように、特定健診の受診率向上や後発医薬品の使用促進等に努めてまいります。介護保険事業につきましては、令和6年度から令和8年度までの3カ年を計画期間として、長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定したところでございます。第9期計画期間中に団塊の世代が75歳以上となるため、引き続き高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・推進、世代をこえた支え合いと一人ひとりの安心と生きがいの推進、適切な介護保険サービスの提供と質の向上に取り組んでまいり所存でございます。また高齢者の介護予防、健康づくりに関する事業の推進、地域支援事業におきましては、第1層協議体ならびに生活支援コーディネーターを中心に、住民相互の支え合い体制の

強化を図る他、認知症施策にも注力してまいりたいと考えております。

続きまして、建設産業部でございます。ふるさと長与応援寄附金につきましては、返礼品となる地場産品の効果的なPRを図るとともに、ワンストップ特例申請のオンライン化を図るなど、全国の皆さま方に応援していただけるよう努めてまいります。農業振興につきましては、本町の基幹作物であるミカンの生産効率化、省力化を図るため農地の基盤整備を推進する他、品質向上対策や優良品種への更新等へ継続した支援を行い、農家の所得向上につなげてまいります。また、農産物直売所における安心・安全な農産物の充実に向けた畑作物拡大事業や有害鳥獣における被害防止対策、耕作放棄地発生防止対策など、各種事業も継続して実施をしてまいります。林業関係につきましては、森林経営管理制度の推進を図る他、山地防災につきましては、引き続き丸田谷・皆前地区や岡郷大迫地区の治山事業を実施するなど長崎県と連携して事業を進めてまいります。水産業関係につきましては、大村湾漁業協同組合など関係機関と連携し、稚ナマコの種苗放流事業やブロック漁礁による漁場改善事業など、つくり育てる漁業を推進してまいります。また、農業体験、漁業体験などのグリーンツーリズムを推進し、生産者と消費者が直接交流する機会を設けることで、交流人口の拡大や農山村地域の活性化を図ってまいります。商工観光関係につきましては、小規模事業者の経営支援や店舗リフォームへの助成の他、西そのぎ商工会と連携して新たな創業に向けた創業塾の開催やチャレンジショップへの取り組み、デジタルツールを活用した情報発信への取り組み等を展開してまいります。また、企業立地につきましても各種奨励制度の周知を行うとともに、関係機関とも連携して立地促進に努めてまいります。その他町内外から多くの来場者で賑わうイベントである長与川まつりや長与シーサイドマルシェについて、各実行委員会と連携して開催し、交流人口の増加と町の活性化につなげてまいります。次に、建設関係ですが、都市計画道路西高田線につきましては、広くなった高田踏切が供用を開始し、踏切から長崎北陽台高校入口付近の道路拡幅工事、ならびに残り数件となりました用地購入および建物移転補償を進めているところでございます。また、本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいります。国道207号につきましては、令和5年度より交付金事業の採択を受け長崎県において整備をいただいておりますが、およそ3.3キロメートルの未整備区間につきましては、引き続き近隣市町とも連携し、早期完成を国県に要望してまいります。次に、町道に架設されている橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づき詳細点検、修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めてまいります。また、町道の維持管理につきましても、安全な道路環境を維持するため、緊急性を考慮した計画的な舗装の補修、打ち替えなどを行うとともに、道路のり面の補修を行ってまいります。公園につきましては、長寿命化計画に基づき遊具の長寿命化対策を行うとともに、中尾城公園のスパイラルスライダーに替わる遊具の設置に向け、設計業務を実施いたします。急傾斜地崩壊対策工事につきましては、土砂災害の危険から住民の安全を守るため、災害の未然防止、減災に向けた取り組みを

進めてまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき詳細点検、補修設計を行い早期の修繕による維持管理コストの縮減に努めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により地権者の方々には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。事業の早期完成に向けた残工事の一括施工につきまして、令和6年度が最終年度でございます。区域内では令和7年3月末工事完成を目指して、宅地造成工事、道路工事等を進めております。今後も長崎県と緊密に連携し、一日も早い工事完成を目指して事業を進めてまいります。

続きまして教育委員会でございます。心を育む教育と文化の創造のさらなる充実を目指して、各種施策に取り組んでまいります。教育環境の充実といたしましては、安全で安心な学校施策の維持管理に努める他、給食調理設備の更新、学校トイレの洋式化、普通教室および特別教室のLED照明化など、学校施設の機能性と快適性も向上しながら、教育環境の充実を図ってまいります。ICT環境整備につきましては、GIGAスクール運営支援センターのさらなる有効活用を図り、ICT機器トラブル時の迅速な対応や教職員の学校現場におけるICT対応スキルの向上を目指してまいります。学校教育では、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き持続可能な社会の創り手となれるよう求められているところでございます。このことを踏まえ発達段階に応じてICTを最大限に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的、対話的で深い学びの実現のための授業改善につなげ、確かな学力の向上に努めてまいります。また、発達支持的生徒指導を重視し、いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期解決に努めるとともに、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ることで、児童生徒一人一人の健やかな成長と自立を目指してまいります。その他学校における働き方改革の推進、教職員の資質能力の向上を行いながら、町内小中学校の教育課程をはじめとする学校教育の現状および諸課題に対応できるよう、学識経験者、学校関係者、保護者等、さまざまな立場からの意見を参考にし、長与町における9年間を見通した義務教育の在り方も併せて検討してまいります。生涯学習では、町民の皆さまが主体的に生涯学習に取り組めるよう、各公民館等における講座や生涯学習推進体制の充実を図り、自主グループ活動や社会教育関係団体の育成、支援に努めてまいります。青少年の健全育成では、子どもたちの休日の居場所づくりとして土曜日に地域子ども教室を開催する他、子どもをはじめその保護者に対しても、家庭教育学級やメディア安全指導等の充実を図り家庭の教育力の向上に努めるなど、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成に取り組んでまいります。文化芸術の振興では、平和の尊さと戦争の惨禍の記憶を若い世代に伝える平和コンサートinながよや、日頃の各種文化活動の成果を発表し芸術鑑賞の場でもある町民文化祭を引き続き開催するとともに、さまざまな文化芸術に触れ合う機会を提供してまいります。スポーツの振興では、皆さまからいただいております施設使用料も活用させて

いただき、利用者の皆さまが安全で快適に利用できるよう、適切な施設の維持管理と利便性の向上を計画的に進めながらスポーツ環境の充実と振興を図ります。また、遊び心のあるまちづくりの一つとして、引き続き大村湾を利活用した海洋スポーツ、イベントの企画推進に努めてまいります。教育委員会では、さまざまな取り組みを通じまして、学校、家庭および地域住民がお互いに手を携え、町民を挙げて子どもたちの健やかな成長を育むとともに、誰もが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って活躍できる地域社会の実現を目指してまいります。

最後に、水道局でございます。水道事業、下水道事業ともに人口減少による料金収入の減少や、老朽施設の改築更新需要の増大により経営基盤強化が求められておりますが、業務の効率化、適切な資産管理、広域的な事業者間の連携など、更新需要と財政収支のバランスがとれた企業経営を展開し、安定したサービスの提供に努めてまいります。まず水道事業でございます。重要なライフラインの一つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命として取り組んでおります。令和6年度は、事業推進の根幹的な目標となる長与町水道事業ビジョンの計画期間が終了し、財政計画を定めた長与町水道事業経営戦略の中間見直しの時期も迎えていることから、的確な現状把握と、中長期的な視野に立ち水道事業の指針となる各計画の改訂を行ってまいります。施設整備におきましては、高田南土地地区画整理事業の工事進捗に合わせた配水管の布設や老朽化した配水管の更新を行い、計画的な耐震化を図っていくとともに、第2浄水場におきまして、老朽化した取水堰や薬注システムの改善を行ってまいります。また昨年7月、基本合意書の調印に至りました長崎市との浄水場共同整備につきましては、基本設計作成と受注者選定の準備を進めてまいります。次に下水道事業につきましては、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められております。施設整備におきましては、高田南土地地区画整理事業の工事進捗に合わせたマンホールポンプ場設置や、ストックマネジメント計画に基づいた污水管渠やマンホールの調査、改築、更新を継続して進めてまいります。長与浄化センターにおきましても、同じくストックマネジメント計画に基づき、沈砂池を中心とした水処理設備、電気設備等の改築を行い、効率的、効果的な運転と維持管理に努めてまいります。また、県および市町等が連携し、持続可能な事業運営を確保するための広域化、共同化の取り組みにつきましても、積極的に調査、研究をしてまいります。

大変長くなりましたが、以上が令和6年度の町政運営に対する基本姿勢および主要事業等でございます。私をはじめ全職員一丸となって幸福度日本一のまちを目指して活気と安らぎに満ちた魅力あるまちづくりにまい進してまいりますので、議会をはじめ町民の皆さま方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第6、報告2 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言

を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告につきましてはこの後、関係部署から報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。それでは報告 2 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、本町吉無田郷で発生した身体事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により令和 6 年 2 月 21 日に専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。なお、和解および損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和 6 年 1 月 26 日午後 4 時 40 分頃、長与町が管理する道路付属物であるベンチに相手方が座ったところ、木片により臀部を損傷したものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を 10 割としその損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は、1 万 8,792 円でございます。なお、事故後直ちに現地一帯のベンチの補修を行っております。今後も引き続き適切な道路および道路付属物の維持管理の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第 7、議案第 3 号長与・時津環境施設組合規約の変更についてを議題といたします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第 3 号長与・時津環境施設組合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、長与・時津環境施設組合の管理者および副管理者の任期を会計年度単位とし、さらなる運営の安定化を図るものでございまして、当該施設組合規約の一部を変更することにつきまして、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。このことにつきましては、令和 5 年 12 月の第 4 回定例会におきましてご審議、議決をいただいたところでございます。その後、施設組合から長崎県知事への許可申請に当たり、一部文言の修正と文章の統一化につきまして指示があったとのことで、当該箇所を修正し改めて両町の協議に係る議案を上程させていただくものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第8、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から、日程第21、議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの14件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第4号から第17号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第二が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、法別表第二の第2欄の事務が特定個人番号利用事務と、同表の第4欄の特定個人情報が利用特定個人情報と定義されることに伴う改正でございます。なお附則につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する日から施行することとなっているところでございます。

続きまして、議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、昨今の社会経済情勢や類似団体等の状況に鑑み、長与町特別職報酬等審議会における答申を尊重し、町議会議員の報酬月額を改定するものでございます。昨年11月17日に開催いただきました特別職報酬等審議会におきまして、報酬額の過去の改定経緯や社会経済情勢の動向、人口、産業構造が似通っている類似団体や県内8町の状況などを参考に、議員報酬につきまして諮問を行ったところでございます。会議では、類似団体や近隣町との比較、議会の活動状況、財政状況や改定した場合の影響、町長の給与との比較などをもとに、2回にわたり慎重にご審議をいただきました。その結果、本年1月29日に、令和6年4月から報酬月額の増額改定を行うことが妥当であるとの答申を受けましたので、ここにご提案申し上げる次第でございます。改定後の額につきましては、議長36万8,000円、副議長31万円、議員28万3,000円、委員長29万6,000円でございます。なお第5条の改正につきましては、公職選挙法の改正により、同法第11条第1項第1号が削除されていることに伴うもの、また附則では、施行期日を令和6年4月1日としているところでございます。

続きまして、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、中央教育審議会から発出された令和の日本型学校教育が

目指す、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、学識経験者、学校関係者、保護者などさまざまな立場からの意見を参考にし、長与町における義務教育学校制度はじめとする新しい義務教育の在り方を検討していくために、長与町あたらしい学校づくり検討委員会を附属機関として、新たに追加するものがございます。委員の構成は10人以内、任期は2年としております。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償について新たに追加するものがございます。別表の教育委員会の部に、長与町あたらしい学校づくり検討委員会の報酬額を新たに加えるものがございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。改正の内容につきましては、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令や退去等命令の用語が、改正後の法第10条第1項および第10条の2にそれぞれ定義されたことから、条例中これらを引用している部分について改正するものがございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてでございます。介護保険事業につきましては、介護保険法の規定によりまして3年で1期となる事業計画により運営をしており、令和5年度は第8期計画の最終年度となっております。令和6年度から8年度までの3カ年の事業計画を策定するに当たり、サービス見込量等を推計し、長与町介護保険運営協議会においてご審議をいただき、長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定いたしました。本議案は、この計画に基づき介護保険料の改定等について提案するものがございます。第14条第1項は、適用期間を令和6年度から令和8年度までとし、第1号から第13号までに掲げる第1号被保険者の保険料の額をそれぞれ改定するものがございます。第2項から第4項までにつきましては、第1項第1号から第3号までの低所得者保険料軽減に係る保険料について改定するものがございます。第16条第1項につきましては、普通徴収に係る納期の規定を改定し、期別の納期の始期を除き終期のみを改めております。また、定める納期日が休日等に当たるときの規定を追記しております。介護保険料につきましては、計画期間中の3カ年に係る第1号被保険者や認定者の推計を基に、第8期計画の実績を踏まえながら介護給付費等を推計いたしているところがございます。これにより算出された第9期計画の保険料基準額につきましては、介護給付費等準備基金を活用し、第8期計画時と同額の月額5,300円といたします。また、保険料の段階を国の基準に合わせ9段

階から13段階に変更しております。この変更は高所得者の保険料乗率を引き上げることにより、低所得段階の保険料上昇の抑制を図るものでございます。なお、附則につきましては、第1項におきまして施行期日を令和6年4月1日としております。また適用区分として、第2項では、第14条については令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料につきましてはなお従前の例によることとしているところでございます。

続きまして議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整理を行うものでございます。改正の主旨としましては、効率的なサービス提供および高齢者虐待防止の推進を行うものでございます。主な改正内容としましては、人員に関する基準として、第5条では、ケアマネジャーの人員基準につきまして、利用者35人に対し1人だったものを利用者44人に対し1人に、またケアプランデータ連携システムの活用および事務職員の配置を行った場合は、利用者49人に対し1人とする改正でございます。第6条第3項第2号は、管理者の兼務範囲の明確化を行うための改正でございます。続きまして、運営に関する基準の改正といたしまして、第7条では、居宅サービス計画の利用者に対する説明についての見直しによる改正、第16条第1項第3号および第4号では、身体的拘束等の適正化の推進のため、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするを追加いたしております。第16条第1項第17号では、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの内容についての改正、第25条では、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することも義務付けることとしております。なお附則としましては、第1項におきまして施行期日を令和6年4月1日とし、第2項の改正規定および附則に第1項を加える改正規定は公布の日から施行し、新条例の附則第2項および第3項の規定につきましては、令和3年4月1日から適用することとしております。第3項におきまして、重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとすることとしております。

続きまして、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整理を行うものでございます。改正の主旨としましては、指定介護予防支援事業所の指定についての改正や、高齢者虐待防止の推進を行うものでございます。主な改正内容としましては、第5条、第6条では、人員に関する基準として指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所の指定を受ける場合の人員配置に

ついでの規定を追加し、第13条第2項および第3項は、利用料の受領について、通常の実施地区以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる規定を、第24条は、事業所の運営規定の概要等の重要事項を事業所内に書面掲示することに加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けするもので、第31条第2項第3号は、身体的拘束等の適正化の推進のため身体的拘束を行う場合の記録の整備について規定しております。第33条第1項第2の2号および2の3号では、身体的拘束等の適正化の推進、第16号では、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの内容、第29号では、市町村に対する情報提供についての条文を追加しております。なお附則につきましては、第1項におきまして、施行期日を令和6年4月1日とし、第2項におきまして、重要事項の経費に係る経過措置を令和7年3月31日までとすることとしているところでございます。

続きまして、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例につきましてでございます。本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に併せまして、全部改正により現行条例の規定内容を整理するものでございます。なお運用につきましては、これまでも基準省令に沿ったものであり変更等はございません。基準省令の改正の主旨としましては、医療と介護の連携の推進、感染症などへの対応力の向上、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進などでございます。主な改正内容につきましては、省令改正部分のみを説明をいたします。第116条および第227条では、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、管理者の兼務について規定をし、第139条、第161条、第181条、第212条および第237条では、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けについて規定をしているところでございます。第158条第2項から第6項、第170条第2項から第6項および第207条第1項から第5項では、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、協力医療機関との連携体制の構築と、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に係る規定を追加しているところでございます。第222条第5項では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、ユニットケアの質の向上のための体制の確保について規定し、第232条では、看護小規模多機能型居宅介護につきまして、サービス内容の明確化について規定をしております。また、全サービスに共通として、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進について規定をしております。なお附則につきましては、第1条におきまして、施行期日を令和6年4

月1日とし、第2条から第17条につきましては、経過措置について規定をしております。

続きまして、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましてでございます。本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に併せて、全部改正により現行条例の規定内容を整理するものでございます。なお、運用につきましては、これまでも基準省令に沿ったものであり変更等はございません。基準省令の改正の主旨としましては、医療と介護の連携の推進や感染症などへの対応力の向上、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進などでございます。主な改正内容につきましては、省令改正部分のみを説明申し上げます。第47条では、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務につきまして、第65条、第88条では、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護における利用者の安全、ならびに介護サービスの質の確保、および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けについてでございます。第85条第2項から第6項では、介護予防認知症対応型共同生活介護における協力医療機関との連携体制の構築と新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携につきまして規定しております。また全サービスに共通として、書面揭示規制の見直し、管理者の兼務の明確化、身体的拘束等の適正化の推進について規定をしております。なお附則につきましては、第1項におきまして施行期日を令和6年4月1日とし、第2項から第7項につきましては、経過措置について規定をしているところでございます。

続きまして、議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、令和5年5月19日に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令や退去等命令の用語が、改正後の法第10条第1項および第10条の2にそれぞれ定義されたことから、条例中これらを引用している部分について改正するものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日からとしているところでございます。

続きまして議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、占用料の額を定める別表を改めるものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としているところでございます。

続きまして、議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。地区計画とは、都市計画法に定め

られた制度の一つでございまして、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどのルールを定め、その地区の特性に応じたきめ細かい規制を行うことで、当該計画に掲げた地区の目標や方針に沿った良好な市街地整備を図っていくものでございます。本条例は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内において建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で、当該地区計画の内容として定められたものをこれらに関する制限として定めるものでございます。本町におきましては現在、百合野地区計画、長与ニュータウン地区計画、榎の鼻地区計画につきまして、本条例の適用区域としているところでございます。今回の改正は、嬉里・丸田地区計画を新たに都市計画決定したことから、同地区整備計画において決定した建物等に関する制限事項を別表に追加するものでございます。また長与港地区計画につきまして、同区域地内の土地の大部分は町有地であり、町有地以外の土地につきましては、計画決定当時から現在に至るまで同地区整備計画に即した土地利用がなされていることから、本条例の適用区域としておりませんでした。同計画の決定から一定の期間が経過し、同計画内の土地に係る所有権の移転や建築物の建て替えなどが行われ、土地の利用形態の変化が発生することも否定できないことから、同計画の実効性を確保するため、併せて本条例に追加するとともに所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第3条第6項および第7項におきまして、排水人口および排水区域面積を変更し、第7条中の地方自治法の引用を改めるものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。

以上が議案第4号から第17号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時40分～10時50分）

○議長（安藤克彦議員）

日程第22、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）から、日程第26、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第18号から第22号につきまして提案理

由を申し上げます。初めに議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,657万7,000円を増額いたしまして、補正後の総額を158億4,056万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の1款町税は、決算見込みにより町民税、軽自動車税および入湯税を補正計上しております。6款法人事業税交付金、9款地方特例交付金は、決算見込みおよび額の確定により増額計上。10款地方交付税は、普通交付税の再算定による追加交付分を計上しております。13款使用料及び手数料は、スポーツ施設使用料等を増額計上。14款国庫支出金は、決算見込みにより児童手当負担金および新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を減額。また、個人番号カード交付事務費補助金および公園施設長寿命化対策支援事業費補助金等を増額計上しております。15款県支出金は、同じく決算見込みにより後期高齢者医療保険基盤安定負担金および地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金等を減額。また、農地利用最適化交付金およびながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金等を増額計上しております。16款財産収入は、財政調整基金をはじめとする基金の運用収入を計上。17款寄附金は、新図書館等複合施設整備事業分としまして企業版ふるさと納税寄附金16件分を計上しております。3ページをお願いします。18款繰入金は、過年度の土地区画整理事業特別会計の決算剰余金における繰入金を増額計上する他、財政調整基金繰入金および防災基金繰入金を減額計上しております。19款繰越金は、令和4年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。20款諸収入は、後期高齢者医療健康診査受託費および過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金の増額等を計上しております。21款町債は、高田南土地区画整理事業の補助事業の増額および保留地処分金と繰越金の充実に伴う土地区画整理事業充当起債の減額他、国の補正予算に伴う公園施設長寿命化事業充当起債の増額など、事業費の増減に伴う各種起債を補正計上しております。続きまして、4ページの歳出について主なものをご説明申し上げます。1款議会費は、報酬および費用弁償等を減額。2款総務費は、減債基金積立金およびふるさとづくり基金積立金、ならびに戸籍総合システム改修業務委託料等を増額。また、決算見込みにより、長与町公共施設等管理公社補助金および防犯灯の電気使用料等を減額計上しております。3款民生費でございます。長与町社会福祉協議会運営補助金および地域福祉ボランティア基金積立金等を増額。また、決算見込みにより低所得世帯支援給付金事業の他、放課後児童クラブ運営費補助金および児童手当等を減額計上しております。4款衛生費は、過年度の実績に基づく新型コロナワクチン接種対策費負担金国費返還金等を増額。また、決算見込みにより予防接種事業費の他、出産・子育て応援給付金および長崎市下水道施設事業費負担金等を減額計上しております。5款労働費は、再任用職員の配置による施設長の人件費等を減額。6款農林水産業費は、三根地区排水路修繕工事費および有害鳥獣被害防止対策事業補助金等を増額。また、決算見

込みにより、多目的研修集会施設改修工事費および森林経営管理制度実施業務委託料等を減額計上しております。7款商工費は、決算見込みにより長与町工場等設置奨励金および地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金を減額計上しておるところでございます。5ページをお開きください。8款土木費は、西彼中央土地開発公社所有地の用地購入費および公園施設長寿命化対策事業費、ならびに町営住宅補修工事費を増額。また、町道新設測量設計委託料の他、補助事業費の増額等に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金等を減額計上しております。9款消防費は、決算見込みにより広域消防事業負担金を増額。また、消防団員報酬および防火水槽建設工事費等を減額計上しております。10款教育費は、教育振興基金への積立金を計上する他、要保護、準要保護児童就学援助費およびGIGAスクール運営支援センター委託料、ならびに再任用職員の配置による施設長の人件費等を減額計上しております。13款諸支出金は、土地開発公社への積立金を増額計上しております。以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。続きまして、6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正では、2款総務費1項総務管理費の個人住民税システム改修事業以下10件につきまして繰越額の設定をお願いいたしております。7ページをお開きください。第3表地方債補正では、複合施設整備事業以下11件につきまして限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,731万2,000円を増額いたしまして、補正後の総額を43億5,072万2,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の3款1項県補助金は、普通交付金の増額見込みにより1億2,393万8,000円を増額計上しております。4款1項財産運用収入は、財政調整基金積立金利子で9,000円を増額計上しております。5款1項他会計繰入金は保険基盤安定繰入金の確定の他、各種繰入金等の見込額により669万7,000円を減額計上しております。8款1項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として6万2,000円を計上しております。次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項療養諸費は、被保険者の療養給付費の増額により1億2,393万8,000円を増額計上しております。同じく4項出産育児諸費は、出産見込み件数の減少により42万円を減額計上しております。5款1項基金積立金は、財政調整基金への積立金として1億681万5,000円を増額計上しております。8款予備費につきましては、収支の調整により1億1,302万1,000円を減額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ724万1,000円を増額いたしまして、補正後の総額を6億3,975万6,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者の増加により887万3,000円を増額計上しております。3款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により163万2,000円を減額計上しております。次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほど説明いたしました保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により、歳入と同額を増額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000円を増額いたしまして、補正後の総額を31億3,617万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。保険事業勘定の歳入につきましては、6款1項財産運用収入は介護給付費準備基金の預金利息でございます。次に、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利息に加え、令和4年度介護保険保険者努力支援交付金を基金へ積み立てるものでございます。6款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の交付金に係る返還金でございます。7款1項予備費につきましては、収支の調整のため減額するものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億7,056万3,000円を増額いたしまして、補正後の総額を14億6,138万円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を2億8,916万4,000円、2款1項県補助金を6,346万2,000円増額し、3款1項一般会計繰入金を2億1,764万1,000円減額いたします。主な内容といたしましては、高田南地区実施計画の変更に伴う国庫補助金および県補助金の増額と、これに伴い一般会計繰入金を減額するものでございます。4款1項繰越金3億583万7,000円の増額につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金を計上いたしております。5款2項保留地処分金7,025万9,000円の減額につきましては、高田南土地区画整理事業における保留地の売却実績に応じた減額でございます。次に、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。

1 款 1 項都市計画費 3 億 7,056 万 3,000 円の増額でございます。これは令和 4 年度決算に伴う繰越金の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。4 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費として高田南土地区画整理事業の事業費 6 億 4,330 万円を計上しております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業の一括施工につきまして令和 5 年度分の事業費を令和 6 年度に繰り越すものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。以上が、議案第 18 号から第 22 号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第 27、議案第 23 号令和 6 年度長与町一般会計予算から、日程第 33、議案第 29 号令和 6 年度長与町下水道事業会計予算までの 7 件を議題といたします。ただ今議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議案となりました議案第 23 号から第 29 号につきまして提案理由を申し上げます。初めに議案第 23 号令和 6 年度長与町一般会計予算につきまして、予算書の 1 ページをお開きください。令和 6 年度一般会計予算の総額を 147 億 6,970 万 6,000 円といたしております。令和 6 年度一般会計予算につきましては、本年 4 月に町長選挙が予定されているため、義務的経費や継続的な経常経費を中心とした、いわゆる骨格予算という位置付けで編成いたしました。しかしながら予算規模としましては、前年度と比較しますと 3 億 1,181 万 9,000 円、率にしておおよそ 2.2% の増となり、経常経費や継続事業の多さを表す結果となっております。歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は 2 ページから 7 ページまでの第 1 表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものをご説明申し上げます。歳入の 1 款町税のうち 1 項町民税につきましては、本年度実施予定の定額減税の影響に伴い、前年度より 2 億 2,000 万円ほど減額しております。2 款地方譲与税から 3 ページの 8 款環境性能割交付金までにつきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。9 款地方特例交付金につきましては、先ほど 1 款町税で説明しましたとおり定額減税の影響により減収となる町税の補填としまして、前年度より 2 億 400 万円増額しております。10 款地方交付税につきましては、国の地方財政計画およびこれまでの決算額を考慮し 3 億円増額しております。11 款交通安全対策特別交付金につきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。12 款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金の保育料など 1 億 5,863 万 9,000 円を計上しております。13 款使用料及び手数料は、スポーツ施設、公民館施設使用料や住宅使用料の他、ごみ収集手数料など合わせて 1 億 7,635 万 9,000 円を計上しております。14 款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金の他、保育所運営費負担金および子ども子育て支援交付金等を

計上しております。前年度比1億4,594万円の増額でございます。15款県支出金は、出産・子育て応援事業費補助金の他、長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金および新規就農者育成総合対策事業補助金等を計上しております。前年比4,923万4,000円の増額でございます。4ページをお開きください。16款財産収入は、251万5,000円を計上。前年度比259万9,000円の減額でございますが、これは北陽台用地に係る土地貸付収入の減額によるものでございます。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を1億5,000万円と見込んで計上しております。前年度比2,500万円の増額でございます。18款繰入金は、1項特別会計繰入金の他2項基金繰入金として、財政調整基金、減債基金からの繰り入れ、および特定目的基金からの繰り入れを合わせて11億2,014万4,000円を計上しております。19款繰越金は前年度と同額を計上。20款諸収入は4億1,003万7,000円を計上しております。前年度比9,166万4,000円の増額でございます。21款町債は、複合施設整備事業充当起債の他、土地区画整理事業充当起債など合計12億3,270万円を計上しております。次に、5ページからの歳出につきまして、主な内容をご説明申し上げます。1款議会費は1億4,311万2,000円を計上、前年度比773万9,000円の増額。2款総務費は16億9,575万6,000円を計上。前年度比3億9,013万8,000円の減額ですが、これは昨年度計上いたしました図書館・健康センター複合施設整備費の用地購入費が主な要因でございます。3款民生費は60億3,600万5,000円を計上、前年度比2億3,921万4,000円の増額でございます。これは、福祉医療費や児童手当の他、介護保険事業および後期高齢者医療事業の増額が主な要因でございます。4款衛生費は13億7,334万2,000円を計上、前年度比4,716万5,000円の減額でございます。5款労働費は4,014万2,000円を計上、前年度比8万7,000円の減額。6款農林水産業費は1億9,935万4,000円を計上してありまして、前年度比4,623万円の減額でございます。6ページをお開きください。7款商工費は1億1,195万1,000円を計上、前年度比127万7,000円の減額。8款土木費は20億9,868万5,000円を計上、前年度比5億273万5,000円の増額ですが、これは長与町土地区画整理事業特別会計繰出金の増額が主な要因でございます。9款消防費は4億605万8,000円を計上、前年度比3,320万5,000円の減額。10款教育費は13億1,455万8,000円を計上、前年度比7,733万8,000円の増額ですが、これは教師用教科書、指導書および学校給食費の増額、ならびに共同調理場の真空冷却器導入のための経費が主な要因でございます。11款災害復旧費は1,954万円を計上、前年度比54万円の減額でございます。7ページをお開きください。12款公債費は13億1,120万2,000円を計上、前年度比607万6,000円の増額。13款諸支出金は1,000円を計上、前年度比264万1,000円の減額。14款予備費は前年度と同額を計上しております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。8ページをお開きください。第2表債務負担行為では、長与町第1

1次総合計画策定業務委託、以下2件につきまして期間ならびに限度額を定めております。9ページをお開きください。第3表地方債では、複合施設整備事業以下12件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、および償還の方法を定めております。以上が、当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和6年度予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億7,904万3,000円といたしております。この予算額は、前年度と比較して3億5,460万5,000円、8.6%の増となっております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。歳入の1款国民健康保険税は7億3,485万3,000円を計上。2款使用料及び手数料は督促手数料として50万円を計上。3款県支出金は、保険給付費の財源および事業費補助として県から交付されるもので、33億9,487万6,000円を計上しております。4款財産収入は存目計上。5款繰入金は、一般会計からの繰入金および基金繰入金として3億3,959万2,000円を計上しております。6款繰越金は存目計上。7款諸収入は延滞金等に420万4,000円を計上しております。8款国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として501万6,000円を計上しております。次に、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、国民健康保険事業の一般事務や国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として、2,978万6,000円を計上。2款保険給付費は、被保険者に係る療養給付費で、33億3,360万6,000円を計上しております。3款国民健康保険事業費納付金は、都道府県単位での保険財政運営のため長崎県へ納付するものでございまして、10億2,600万5,000円を計上しております。4款保健事業費は、被保険者の疾病予防や特定健診および特定保健指導の実施に係る経費として、7,154万4,000円を計上しております。5款基金積立金は存目計上。6款公債費は100万円を計上しております。7款諸支出金は、過年度分の精算金等として710万1,000円を計上しております。4ページをお開きください。8款予備費では1,000万円を計上しております。以上が、当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和6年度予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,071万4,000円といたしております。この予算額は、前年度と比較して1億46万6,000円、15.9%の増となっております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。歳入の1款後期高齢者医療保険料は、5億9,479万8,000円を計上。2款使用料及び手数料は、督促手数料として3万2,000円を計上。3款繰入金は、一般会計からの繰入金として1億3,468

万2,000円を計上しております。4款繰越金は存目計上。5款諸収入は、償還金および還付加算金として120万1,000円を計上しております。次に、歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療の一般事務や保険料の賦課徴収に係る経費として608万8,000円を計上。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金および被保険者から徴収した保険料等を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、7億2,242万9,000円を計上しております。3款諸支出金は、償還金および還付加算金等として119万7,000円を計上。4款予備費では100万円を計上しております。以上が、当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和6年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ32億966万4,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,798万8,000円といたしております。この予算額は前年度と比較して、保険事業勘定が3億1,665万7,000円、10.9%の増、介護サービス事業勘定が19万円、0.7%の増となっております。それでは、保険事業勘定からご説明申し上げます。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、第1号被保険者の保険料7億2,731万5,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。3款1項国庫負担金は介護給付費負担金5億5,354万2,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金および地域支援事業交付金の他各種交付金1億4,200万7,000円を計上いたしております。4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上。5款1項県負担金は介護給付費負担金3億9,563万8,000円、2項県補助金は地域支援事業交付金3,491万円を計上いたしております。6款財産収入は、存目計上。7款1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金の他一般会計からの繰入金4億7,130万7,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として4,803万3,000円を計上いたしております。8款繰越金は1,000万円を計上。9款諸収入では、延滞金、加算金及び過料、町預金利子、雑入を存目計上いたしております。次に、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は210万9,000円を計上。2項徴収費は、納入書郵送に係る経費の他、コンビニ等収納手数料等に302万7,000円。3項介護認定審査会費は、認定審査会および認定調査に係る経費として3,656万5,000円を計上いたしております。4項趣旨普及費は、介護保険資料作成として38万3,000円。5項介護保険運営協議会費は、運営協議会開催経費など36万2,000円を計上いたしております。2款保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費でございます。29億2,055万8,000円を計上いたしております。3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費、

一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費として2億3,106万8,000円を計上いたしております。4款基金積立金は存目計上。5款公債費は一時借入金利子を計上いたしております。6款1項償還金及び還付加算金として71万1,000円、2項繰出金は介護サービス事業勘定ならびに一般会計繰出金として478万円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。次に、介護サービス事業勘定につきましてご説明申し上げます。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款サービス収入は介護予防給付費収入として2,575万3,000円を計上、2款繰越金および3款諸収入は存目計上でございます。4款繰入金は、保険事業勘定からの繰入金223万3,000円を計上いたしております。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページをお開きください。1款1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など2,629万円を計上。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料169万8,000円を計上いたしております。以上が、当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和6年度の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億7,590万円として事業の推進を図りたいと考えております。内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。主な歳入につきましては、1款1項国庫補助金を3億3,954万6,000円、2款1項県補助金を8,164万円、3款1項一般会計繰入金を10億5,271万円、4款1項繰越金を200万円、それぞれ計上いたしております。次に、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を14億6,927万2,000円計上いたしております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料となっております。2款1項公債費は、起債償還金として462万8,000円を計上いたしております。3款1項予備費は、200万円を計上いたしております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第2条業務の予定量としまして、令和6年度末給水戸数を1万6,010戸、年間総給水量を352万8,985立方メートル、一日平均給水量を9,668立方メートルと見込み、主要な建設改良事業の事業費といたしまして5,135万1,000円を計上しております。第3条収益的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款水道事業収益7億9,162万5,000円を見込んでおります。主なものは、営業収益7億1,165万5,000円、営業外収益6,970万6,000円でございます。支出では、第1款水道事業費用7億6,626万2,000円を計上しており

ます。主なものは、営業費用7億2,632万2,000円、営業外費用2,852万8,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款資本的収入1億6,202万9,000円を見込んでおります。これは、企業債1億3,500万円と工事負担金などの負担金2,702万9,000円でございます。支出では、第1款資本的支出3億8,365万6,000円を計上しております。主なものは、建設改良費3億3,285万6,000円および企業債償還金4,880万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,162万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,525万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,637万4,000円で補填する予定でございます。2ページをお開きください。第5条債務負担行為につきましては、令和6年度から令和7年度までの期間に行います新浄水場受注者選定委員会運営支援業務の委託料につきましては、1,000万円を限度額とし債務の負担を行う予定としております。第6条企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で1億3,500万円の起債を予定いたしております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間において予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億633万3,000円および交際費10万円を予定いたしております。第10条たな卸資産購入限度額につきましては、1,174万円を予定いたしております。以上が、当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照お願いいたします。

続きまして、議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第2条業務の予定量としまして、令和6年度末排水戸数を1万5,830戸、年間総排水量を338万299立方メートル、一日平均排水量を9,261立方メートルと見込み、建設改良事業として6億7,238万5,000円、うち国庫補助対象事業として5億2,650万円を行う予定としておるところでございます。第3条収益的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款下水道事業収益9億7,294万7,000円を見込んでおります。主なものは、営業収益6億4,580万3,000円、営業外収益3億2,704万円でございます。支出では、第1款下水道事業費用9億5,614万9,000円を計上しております。主なものは、営業費用8億8,116万3,000円、営業外費用では7,368万6,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款資本的収入5億3,992万7,000円を見込んでおります。これは、建設改良費への充当分として企業債2億9,460万円、国庫補助金2億4,300万円、受益者負担金232万7,000円でございます。支出では、第1款資本的支出8億5,482万6,000円を計上しております。主なものは、建設改良費6億7,438万5,000円、企業債償還金1億7,944万1,

000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,489万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,714万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,775万3,000円で補填する予定でございます。第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対しまして令和7年度から令和11年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。上記事業に伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3カ月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金および遅延利息の合計額を限度額とし債務の負担を行う予定としております。また、長与浄化センター改築更新工事の委託料につきまして、令和7年度から令和8年度施工分12億500万円を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。2ページをお開きください。第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で2億9,460万円の起債を予定いたしております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間におきまして予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,063万2,000円および交際費6万円を予定しております。以上が、当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上が、議案第23号から議案第29号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第34、議案第30号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第30号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております村田和則氏の再度の選任をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるところでございます。村田氏は元本町職員であり、在職中は税務課固定資産関係や国土調査などの業務を担当するなど、固定資産に対する豊富な知識と経験を持ち合わせていらっしゃると思います。また現在では、委員長として当該委員会をけん引していただいているところでございます。町内の状況も把握され、固定資産評価の実態にも精通されており、人格高潔で委員として適任であると確信いたしておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 11時39分）